

安田火災記念財団ニュース

平成10年10月1日発行

マレーシアの障害者施設に自動車

社会福祉(国際交流費)助成

マレーシアの観光地ペナン島に、日本人ボランティアが現地の人々と協力して来年早々の完成を目指して障害者施設を建設中です。3千万円を超える建設費の多くが日本からの寄付金でまかなわれています。この施設建設を日本国内で支援している団体「アジア地域福祉と交流の会(代表:中澤健氏)」に対し、このたび自動車購入費200万円を助成しました。

8月末に一時帰国された中澤氏のお話では、施設の設置場所が交通不便なところにあり、施設はできるものの足の便をどのように確保するか頭を悩ましていたところに届いた朗報に、関係者一同大喜びであったとのことでした。

贈呈式は8月12日現地で行われ、日本大使館の野瀬ペナン総領事立ち会いのもと、理事長代行の石栗安田火災マレーシア駐在員から現地代表中澤健氏に決定通知書が手渡されました。

この模様は現地新聞にも取り上げられ、わが国同様経済的に厳しい環境にある現地の人々に高く評価されています。



【海外助成】 海外の社会福祉活動団体に対する直接助成は、昭和54年度のブラジルとフィリピンに各1件の前例がありますが、現在は実施しておりません。しかしながら国内の障害福祉関係団体が海外で活動する場合の国内団体に対する助成は実施しております。最近の例では、日本点字図書館がマレーシアで実施しているアジア各国の図書館職員に対するコンピューターによる点字図書作成研修費用を、毎年継続して助成しています。

第25回国際福祉機器展に協賛

高齢化や介護保険の導入などで福祉機器に対する関心が強まっていますが、11月4日から6日にかけて、東京有明のビックサイトで第25回国際福祉機器展が開催されます。

この展示会は海外企業も参加する国際展示会で、欧米の国際展示会に比肩する規模となっています。去年は世界14カ国から、日本を含め429社の出展があり、入場者が11万

人を超えました。本年度は更にこれを上回る規模となる予定です。

わが国の最新のハイテク機器から、デザインや色彩感覚に優れた欧米の車椅子まで各種の福祉機器が展示されており、一見に値する内容です。車椅子での来場者も多く、ゆっくり見学すれば丸1日はかかります。

入場無料。機会があれば、臨海副都心を見渡せる新交通機関「ゆりかもめ」に乗って、是非ご覧になって下さい。なお出展された機器

の写真付きの内容は、次のインターネットホームページでご覧になることができます。

(<http://www.hcr.or.jp>)

財団の協賛金は、展示会会場で開催される日米シンポジウム「質の高い介護をどのように考えるか」開催費の一部に充てられることになっています。シンポジウムの内容は次の通りです。

「アメリカの施設評価の現状と課題」

日時：11月4日（水）午後1時～3時

講師：ヴァンオステンバーグ氏（JCIディレクター）

フューチャー：笠原政幸氏（米国病院老人専門医）

「始まった日本の病院の医療評価」

日時：11月5日（木）午後1時～3時

講師：大道久氏（日大医学部教授）

フューチャー：石神重信氏（防衛医大助教授）

年金保険料は引き下げられる

—高山教授講演会—

少子高齢化の時代を迎える一方、長引く景気低迷と低金利政策の継続は、将来の年金財政に対する国民の関心を集めています。

財団では、年金審議会の委員である一橋大学高山憲之教授をお迎えして、「欧米の年金改革と日本における今後の課題」と題する講演会を開催しました。

高山教授は、最近の欧米先進国の年金制度改革の共通点は、高齢化がいかに進もうと、年金保険料は引き上げないというのが結論になっており、日本で引き上げ論が出されていることに違和感を覚えると前置きされ、現在かなりの額が年金保険料として積み立てられているが、年金財源として積み立てられた資金を国が運用する事に不安があり、減税財源が少なくなっている今日、恒久減税を求めるとすれば、むしろ年金保険料の引き下げを求めるべきではないか等々、関係者にとって興味深い革新的な議論を展開されています。

研究会の動向

「米国保険法研究会」

東京大学山下友信教授を主査とする「米国保険法研究会」は北は札幌から、南は京都まで、新進気鋭の学者をお招きし、役員賠償責任保険をテーマに、安田火災の約款をベースに研究を進めております。

このたび研究会事務局を安田総合研究所に

移し、毎月1回の頻度で開催しています。

長引く不況による企業の破綻が目立っていますが、その中で経営者に対する責任を厳しく追及する風潮が醸成されつつあり、研究成果に期待が寄せられています。

「社会保障制度と国民負担率研究会」

慶応大学田中滋教授を主査とする「国民負担率研究会」は、法政大学小椋正立教授と慶応大学大林厚臣助教授を新たにお迎えし、名称も「社会保障制度と国民負担率研究会」と改め第2期の活動を開始しました。

財政構造改革法の改廃が政治課題になっているものの、国民負担率問題の重要性は今後も変わらないところから、関係官庁からの参加も得て、安田総合研究所の全面的な支援のもとに研究活動を進めています。

お知らせ

講演会

米国ではタバコ会社に対する高額な賠償金が話題になっています。財団ではこの問題についての講演会を次の通り開催する事になりました。

日時 11月16日（月）午後2時～5時

場所 安田火災本社ビル 38階会議室

「米国におけるタバコ訴訟の展開」

講師 マーク キャランダー教授（ウイスコンシン大学）

「タバコ訴訟が提起するもの—政策、政治、そして司法」

講師 棚瀬孝雄教授（京都大学）

申込 株式会社安田総合研究所まで下記の

ファックス又はメールで

ファックス 03-3348-6146

e-mail webmaster@yasuda-ri.co.jp

財団叢書

「企業年金の理論的構造」（叢書 No.56）

財団が研究助成した神田秀樹東大教授が主催して開催した、「保険理論研究会」の研究成果をまとめたものです。

「欧米の年金改革と日本における今後の課題」（叢書 No.57）

前記高山教授の講演録です。

これら財団叢書ご希望の方は、財団事務局までご連絡下さい。なお近日中に財団のインターネットホームページから直接ダウンロードできるようになります。

特定非営利活動法人について

—社会福祉等を担う新しい法人制度の誕生—

今年3月、特定非営利活動促進法が成立し、新しく「特定非営利活動法人(通称 NPO 法人)」が誕生することとなり、いよいよ12月1日から法人設立申請の受付が始まります。これまでは法人格の取得が難しいところから、法人格のない福祉活動団体に対して助成することを特徴としてきた当財団としては、新しい法人の誕生を歓迎するとともに、今後NPO法人の設立を促進し、その活動を発展させるための助成を検討しています。

そこで今回は、この NPO 法人について簡単にご紹介いたします。

NPO 法人の誕生

NPO 法人を規定する「特定非営利活動促進法」は強力な市民活動の成果が議員立法という形で開花した、わが国の立法史上でも画期的な法律といえましょう。

市民活動が活発化し、団体としての組織化が進むにつれて、従来の非営利団体を法人化するシステムの不備が明らかになってきました。特に阪神・淡路大地震に際してのボランティア団体を含む各種民間団体の活躍は、従来の財団法人や社団法人などのいわゆる公益法人だけでなく、このような市民活動団体に対し欧米諸国のように簡単な手続きで法人化する道を拓くべきであるという世論を喚起し、シーズ(市民活動を支える制度を作る会)をはじめとする活動団体が政治の世界を動かし、ついに議員立法という形で新しい法人システムを誕生させました。

NPO 法人とは

法人には株式会社などの営利法人と、財団法人や社団法人などの非営利法人(公益法人ともいう)がありますが、営利法人が設立容易なのに比べて、非営利法人の設立は億の単位の資金と主務官庁の厳しい審査を経なければなりません。

このたび誕生した NPO 法人は、後に述べるように活動範囲の制約があること、税制上の優遇措置がないなどの問題はありますが、設立に要する資金はほとんどかからず、また主務官庁への許可申請の代わりに、都道府県知事(活動が複数の都道府県にまたがる場合のみ経済企画庁長官)に必要な書類を添えて申

請すれば、特に問題がない限り4ヶ月で認証を得られる仕組みになっています。

NPO 法人と税制

公益法人には認められている事業活動によって生じた収益や特定公益増進法人に認められている寄付金に対する法人税や所得税の優遇措置は NPO 法人には認められませんでした。国会の付帯決議で法律施行の日から2年以内に見直すことになっています。しかし地方自治体の動きは素早く、既に地方税の免除を決定したところもでています。

活動範囲(12分野)

NPO 法人の主たる活動の目的は、次の12分野に限定されています

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤環境の保全を図る活動
- ⑥災害救援活動
- ⑦地域安全活動
- ⑧人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑨国際協力の活動
- ⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑪子供の健全育成を図る活動
- ⑫①～⑩の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

福祉関係団体

福祉活動団体の多くは社会福祉法人となっていますが、税制上の優遇措置がある社会福祉法人となるにはかなりの資金を必要とするため、小規模作業所を始め、グループホームや給食サービス、介護サービスなどを実施している団体の多くが、法人格を取得しないで活動を行っています。

組織が確立し活動の目的が明確で、収支等経理帳簿も正確に記帳されているこれらの団体は、きわめて容易に NPO 法人となることができます。また NPO 法人となることで、法人名義で土地や建物を購入したり借りることができ、社会的な信用がつくことにより活動を更に発展させることができます。

当財団はこれまで法人格のない団体に重点を置いて助成をしてきましたが、これらの団

体の多くが今後は NPO 法人となり、規模を拡大して活躍するのではないかと大いに期待しています。

法人化の準備

団体を法人化するには、まず団体の主な活動が先に述べた 12 分野のどれかに該当していることを確認します。福祉活動団体の場合は何ら問題ないでしょう。

次にその活動に賛同する人（社員）を 10 人以上集める必要があります。この人々が設立発起人となって法人化を決議し、申請手続きを行うこととなります。

設立に向かって予め決めておくこと、具体的に準備すべき事項は次のとおりです。

- ①主たる事務所を決める
- ②役員を決める（理事 3 名以上、幹事 1 名）
- ③定款を作成する（活動範囲の特定）
- ④その他申請に必要な書類を作成する
- ⑤発起人会議事録を作成する

申請書類

NPO 法人申請に必要な書類は次の 16 種類あります。

- ①設立認証申請書（都道府県によって異なる）
- ②定款
- ③役員名簿
- ④役員就任承諾書
- ⑤役員住民票等
- ⑥役員宣誓書（欠格自由に該当しない旨）
- ⑦報酬を受ける役員氏名
- ⑧10 名以上の社員氏名、住所
- ⑨確認書（団体活動の適法性に問題ない旨）
- ⑩設立趣旨書
- ⑪設立者名簿
- ⑫設立総会議事録
- ⑬設立当初の財産目録
- ⑭設立当初の事業年度を記載した書面
- ⑮設立初年、次年の事業計画書
- ⑯設立初年、次年の収支予算書

申請手続き

都道府県（経済企画庁）の法人設立申請書の受付は 1 2 月から開始の予定です。東京都の場合、生活文化局コミュニティ文化部に窓口が設けられることになっています。

申請書は 2 ヶ月間公衆に縦覧された後、書面審査に入り、2 ヶ月以内に認証か不認証が決定し書面で通知されます。

認証の場合は 2 週間以内に主たる事務所が所在する登記所に法人登記しなければなりま

せん。

登記が終了すると、登記簿謄本を取り寄せて申請窓口へ届け出る必要があります。

これで法人化の手続きは終了しますが、申請から 4 ヶ月そこらで、めでたく特定非営利活動法人が成立することになります。したがって来年 4 月には、最初の NPO 法人が誕生することになります。

その他

任意団体と法人との主な相違は次のとおりです。

- ①法人住民税が課せられる
（地域により減免措置をとることがある）
- ②正規の簿記の原則に従って会計帳簿を記載する必要がある
（複式簿記でも単式簿記でも差し支えない）
- ③活動内容を情報公開する必要がある
（事業報告書等を作成し、備え置いて関係者の閲覧に供する必要がある）
- ④法人を解散した場合、残余財産は出資者には戻らない
（同じような活動を行う他の法人に寄付しない場合は、国や地方自治体に帰属する）

ユニバース社より大口寄付金

このたびユニバース開発株式会社様より、同社の創立 25 周年を記念して 1000 万円を財団の基本財産に寄付していただきました。誠に有り難うございました。

同社からは 20 周年に 5000 万円の大口寄付をいただいております。これまでに寄せられた寄付金総額は 6200 万円に達しています。

このほか、次の方から寄付金をいただきました。厚く御礼申し上げます。

並河尚典様	長谷川憲司様
吉田誠様	竹野巖様
牧文一郎様	大島昭正様
西浦英次様	

安田火災記念財団ニュース

発行日：平成 10 年 10 月 1 日

発行者：安田火災記念財団

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

電話 03-3349-3130 ファックス 03-3349-3133

<http://www.yasuda.co.jp/foundation/index.html>

<E-mail> fvgp3340@mb.infoweb.ne.jp